

中部電力株式会社及び株式会社 Looop
「（仮称）西能登ウィンドファーム環境影響評価準備書」の通知について

令和 7 年 5 月 1 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項ただし書の規定に基づき、令和 5 年 9 月 5 日付けで届出のあった「（仮称）西能登ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第 2 項の規定に基づき、中部電力株式会社及び株式会社 Looop に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和 7 年 5 月 2 6 日から令和 7 年 9 月 2 2 日まで

2. 期間を延長する理由

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震の影響を受け、石川県は環境影響評価法施行第 1 2 条第 1 項に基づく期限内に、同法第 2 0 条に基づく本準備書に対する知事意見を提出することが困難となった。

このため、経済産業省は電気事業法施行規則第 6 1 条の 8 第 1 項で定める勧告期限内に県知事意見を踏まえた経済産業大臣勧告を行うことができないことが確実であると判断し、勧告期限を延長することとした。

（参考）環境影響評価準備書に係る手続

環境影響評価準備書受理	令和 5 年 9 月 5 日
住民意見の概要等受理	令和 5 年 1 1 月 1 3 日
都道府県知事の意見期限	令和 6 年 4 月 8 日
経済産業大臣勧告期限 （延長後）	令和 7 年 9 月 2 2 日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、松本
電話：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）